

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告 株式会社 [REDACTED]

第11準備書面

令和3年10月1日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

(担当) 同 [REDACTED]

第1 被告準備書面9に対する反論

- 1 被告は、第8準備書面で主張した選択肢（第8準備書面別紙）について、アイデアについての選択肢と主張する。

しかしながら、原告は一定の結果を実現するために、第8準備書面別紙に記載した①乃至⑤のそれぞれの選択肢を取った場合のソースコード自体の記載が異なることを主張しているのであり、アイデアを主張しているのではない。

また、被告は、本件プログラム6のソースコードについて、機能、

規約，解法等と主張するが，具体的な根拠もないため認められない。原告の本件プログラム6のソースコードは，第8準備書面の第3で主張したとおり，随所に原告の経験に基づく独自の組み合わせが表現されており，創作性がある。

2 サイレントロボのソースコードについて

(1) 被告は，法規制上振動の測定は，鉛直方向のみであり，乙3号証の仕様書は水平方向の振動測定の発注にも対応できることを示すものに過ぎないと主張する。

しかしながら，乙4号証の「仕様」の箇所では，「Lv-Z (25~120dB)，Lc-X，Y (30~120dB)」(測定レベル範囲の箇所)，「3方向振動ピックアップ(PV-83C)」と記載されており，発注があれば3方向(X成分，Y成分，Z成分)にも対応する旨の記載はない。

また，乙3号証の「製作仕様書」にもXY成分について発注があればオプション等で作成するというような記載はなく，3方向の測定を前提とした記載となっている。

なお，被告は乙4号証や乙5号証のサイレントロボのデジタル表示の箇所が騒音の測定値を示す部分と，鉛直方向の振動の測定値を示す部分しかないと主張するが，他社の騒音振動計でも騒音と振動の二つの値を表示しているもので3方向の測定を行っているものが多い。そのため，デジタル表示の箇所だけでは2チャンネル構成の根拠にはならない。

(2) さらに，被告が提出したサイレントロボのソースコード(乙23)には，データを変換するルーチンに誤りがあるため，当該ソースコードではサイレントロボは正常な動作ができない。以下，

詳述する。

< 図 1 >

```
If InpBuf(i * 2) >= 0 Then
  wData(ii, 0) = Int(((InpBuf(i * 2) - 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSourceDb - 70)) * 10) / 10
Else
  wData(ii, 0) = Int(((InpBuf(i * 2) + 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSourceDb - 70)) * 10) / 10
End If

If InpBuf(i * 2 + 1) >= 0 Then
  wData(ii, 1) = Int(((InpBuf(i * 2 + 1) - 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSineDb - 60)) * 10) / 10
Else
  wData(ii, 1) = Int(((InpBuf(i * 2 + 1) + 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSineDb - 60)) * 10) / 10
End If
```

上記ソースコードは、乙 2 3 号証 2 8 頁 (Main-1 2) の 7 行目から 1 6 行目に記載されている。上記ソースコードの 1 行目から 5 行目は、騒音計のデータの変換ルーチンであり、6 行目から 1 0 行目は、振動系のデータの変換ルーチンである。

そして、上記ソースコードの 2 行目、4 行目、7 行目、9 行目に「3 2 7 6 8」という値があることから、当該ソースコードが対象としている A/D 変換器が 1 6 ビットの A/D 変換器であると分かる。当該ソースコードでは、「3 4 7 6 8」の値を足し引きしていることから、フルレンジ (6 5 5 3 6) の半分の場所に境界があり、そこがゼロであると考えられる。さらに、「/ 3 2 7 6 . 8」の算術式で、3 2 7 6 8 の 1 0 分の 1 で割っていることから、フルレンジ (6 5 5 3 6) の半分が 1 0 となり、半分の場所がゼロであることと組み合わせると、± 1 0 V を測る A/D 変換器であると分かる。

以上を前提に上記< 図 1 >のルーチンから、変換処理が適正に行われているかを確認するために電圧を計算する部分を抜き出すと、別紙< 図 2 >となる。

そして、別紙< 図 2 >を前提に変換処理を確認すると別紙< 図

3 >のとおりとなる。

<図1>のルーチンが正しく変換処理されれば、別紙<図3>の「元電圧」と「結果wData」の値が同じとなるが、別紙<図3>のとおり、元電圧と結果が異なる値となっている。

サイレントロボのような計測プログラムで、センサーから入力したデータを物理量としての測定値に変換するルーチンは最も重要であるため、誤りがあればサイレントロボは正常に動作しない。

したがって、被告が提出しているソースコード（乙23）は、サイレントロボのソースコードではない。

第2 被告準備書面10に対する反論

1 上記書面1及び2について

被告の主張するとおり、本件プログラム1及び本件プログラム2は、現場、レコーダー台数、チャンネル数、チャンネル属性等が自由に設定できるように構成されているが、これはもともと「千住関屋ポンプ所建設工事」用として作成した本件プログラム1及び本件プログラム2を他の現場でも使用する可能性があったことから被告が原告に対して上記のような構成のプログラムを発注していた。

もっとも、本件プログラム1及び本件プログラム2が、複製して使用されることが前提となっていたのではなく、現場毎に費用が発生することになっていた。具体的には、原告は、当初本件プログラム1の見積もり額として50万円を提示していたが（甲2）、その金額は原価を考慮すると赤字となるものであり、本来であれば追加の開発費を請求しなければならない状況であった。しかし、被告から今後新たに2箇所の現場で使用する予定があると聞いており、かつプログラム開発は

複数本現場が出る見込みがあれば開発費をその本数で分割して回収することが基本であるため、原告は残りの2箇所の現場が発生した際に別途50万円ずつ費用を請求して利益を得ることを予定していた。

したがって、原告被告間でプログラムが特定の業務・現場で利用されることが前提となっていた。

2 上記書面3について

被告は、見積書等に工事名や工番が記載されていることについて、「工事契約に係る認識の単位」を明示して会計処理するためのものであり、利用目的を限定する意義はないと主張する。

この点、「工事契約に関する会計基準」第41項（甲38 10頁）では、「ある取引を行う場合、取引の内容をどのようなものとするのか、取引の単位をどのようなものとするのか等の事項は、すべての当事者間の契約において合意される事項である。会計処理も合意された取引の実体を忠実に反映するように、実質的な取引の単位に基づいて行う必要がある。工事契約について認識に関する判断を行う単位も、このように当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づくべきである。」と記載されている。当該記載からすると、原告と被告の間の本件各プログラムに関する見積書等も取引の実体を忠実に反映するように記載されなければならない。そのため、本件各プログラムを当該現場以外でも用いる（複製する）ことが想定されているのであれば、そのことを見積書等に記載する必要があると考えられる。

それにもかかわらず、被告は見積書等に当該現場以外で用いる旨記載をしていないのだから、むしろ利用目的を限定する趣旨で見積書等を作成していると考えるのが自然である。

よって、見積書等の記載は、特定の現場・業務でのみ本件各プログ

ラムが利用されることを示している。

3 上記書面4について

(1) 被告■■■■氏の発言

被告丸岡氏が著作権侵害について認めたのは、平成28年12月22日のことだが、この発言に至るまでの経緯は第9準備書面第2の3(6頁)のとおりである。

具体的には、平成28年12月19日に被告■■■■氏から原告へ本件プログラム1を自由にコピーできるようにしてほしい旨連絡があり、原告が複製を容認することになるから応じられないと拒否したところ、■■■■氏が「これまで10か所くらい自由にコピーして納めていたが、なぜ今回からそれができなくなるのか。プログラムを自由にコピーできないのであれば、今後、森次さんにはお願いできない。」「お金がほしいのなら、直接大本さん(大本組 被告への発注者)と話をしてください。大本さんは難しい人もおられますが。」等と発言した。原告は■■■■氏にプログラムのコピーは著作権侵害になると告げ、同月22日に被告■■■■氏に著作権侵害について直訴した結果、■■■■氏は「森次さん(原告)の言っていることに間違いはない」と著作権侵害を認めている。

その後原告と被告は、平成29年1月16日に有償でライセンスを発行すること、本件プログラム1及び本件プログラム2以外の他のプログラムについて侵害があるかどうかを被告側で確認することになっており、同年2月17日には、被告側から「森次さんにはライセンス料を払わないといけないと思っている」旨の発言がなされている。そして、同年3月27日に原告が被告の丸岡氏に見積りを記載したメール(甲20-1)及び見積書(甲20

ー 2) を送付したところ、■■■■氏は「マンロック関係 頂いた見積、■■■■との確認数量に基づいて契約したいと思います。注文書を作成します」、「他の著作権の件 今、まとめています」と返信した(甲20-3)。

したがって、被告側は平成28年12月22日の後、著作権侵害があったことを前提とした対応を行っている。

被告丸岡氏の平成28年12月22日の発言が、原告の感情の宥めようとして原告に共感を示す流れの中で出てきたものであれば、その後被告がライセンス料を支払うという意向を提示したり、本件プログラム1及び本件プログラム2以外のプログラムについて侵害の調査を実施するとは考えられないことから、被告の主張は不自然である。

(2) 現場が異なる毎にプログラムの制作発注をしていたこと

被告の主張は、原告作成のプログラムを特定の現場に限らず利用できるものと認識していたが、被告の従業員であったときからの長い付き合いである原告が困っていると思われたから、必要はなかったが原告に依頼をしたというものである。

しかし、原告にプログラムを作成するにあたって必要となる費用は、数十万円単位のものから数百万円単位のものもあることから、決して少額とは言えず、被告も企業である以上原告が困っているからというだけで原告との高額な取引を行うことについて決済を通すとは到底考えられない。原告が以前作成したプログラムと同様のプログラムを利用する別の現場が発生した際に原告のプログラムを複製等することで対応可能と認識していたのであれば、原告に依頼することはなかったと考えられる。

(3) 本件プログラム6の利用が北工事（終点工区）に限定されていたこと

被告は、本件プログラム6の利用が北工事（終点工区）に限定されておらず、打合せの現場資料（甲23）の記載も北工事（終点工区）に限定する記載ではない旨主張する。

しかしながら、被告の発注元である大林組は、もともと智頭用瀬トンネル北工事（終点工区）しか入札しておらず、南工事（起点工区）については、本件プログラム6を納品した際には誰が工事を行うのか、計測業務を誰が行うのか等について決まっていなかった。そして、南工事（起点工区）の入札の結果、株式会社安藤・間が南工事（起点工区）を落札することになったところ、工事を開始するにあたって、同社は被告が北工事（終点工区）において計測業務を行っていることを知ったことから、平成28年8月31日に「貴社は、当現場の反対側から掘削している大林組さんの現場（智頭用瀬トンネル北工事）で同様の計測を行っていると聞いております。」、「今回、見積もりをお願いしたくメールさせていただきました。」と記載したメールを被告に送信し、被告に計測業務を依頼している（甲39）。つまり、被告が南工事（起点工区）も担当することになったのは、偶々北工事（終点工区）の計測を被告が行っていることを知った同社から依頼があったに過ぎず、原告が本件プログラム6を納品した平成27年10月30日の時点で、本件プログラム6の利用範囲は北工事（終点工区）に限定されていた。

その後、被告は南工事（起点工区）で使用するパソコンを購入しており（甲40）、平成28年9月12日に当該パソコンが納

品された後、平成28年9月27日に、被告の■■■■氏から智頭用瀬トンネル北工事振動計測プログラムに不具合が有ることを理由に動作テストを行うため、最新のプログラムを送信するように連絡を受けた。原告は、既に被告に納品しているものに問題はないのではないかと思ったが、被告の意図を確認する方法もなかったため、平成28年9月28日にバージョンを統一した最新プログラムを被告へ送付した（甲41）。

以上の経緯を踏まえると、被告は本件プログラム6を動作テストすると告げて、無断で複製しているものと考えられる。

なお、上記の後、平成29年7月11日に被告が南工事（起点工区）のパソコンにコピーした本件プログラム6にエラー表示が出るとして、解消方法を原告に問い合わせた際に、本件プログラム6の著作権侵害行為が発覚した（甲17）。

したがって、被告は、原告の複製権を侵害している。

以上